

社会福祉法人 光 ケアハウス光の丘 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人 光（以下「事業者」という。）が開設するケアハウス光の丘（以下「施設」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の目的及び基本的理念に基づき、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者（以下「入所者」という。）であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が入所者に対し、食事の提供、入浴の準備、相談及び援助、社会生活の便宜上の供与など、日常生活上必要なサービスを提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目的とします。

(運営の方針)

第2条 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めるものとします。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する従業者による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

3 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとします。

(1) 名 称 ケアハウス光の丘

(2) 所在地 埼玉県入間郡越生町大字上野3078番地5

(設備の基準)

第4条 施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とします。

2 施設は、施設内に以下の設備を設けます。

(1) 居室

(2) 談話室、レクリエーションルーム

(3) 食堂

(4) 浴室

(5) 洗面所

(6) 便所

(7) 調理室

(8) 面談室

(9) 洗濯室又は洗濯場

(10) 宿直室

(11) 事務室その他の運営上必要な設備

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとします。

(1) 施設長 1人（常勤）

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。施設長に事故等あるときは、予め施設長が定めた従業者が施設長の職務を代行します。

(2) 生活相談員 1人以上（うち1名以上は常勤の者として）

入所者の生活相談、助言、支援等の業務に従事するほか、次に掲げる業務を行います。

- ① 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画または介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業者等との連携を図ります。
- ② 苦情の内容等の記録
- ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(3) 介護職員 1人以上（うち1名以上は常勤の者として）

入所者の日常生活の援助に従事します。

(4) 栄養士 1人以上

食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行います。

(5) 事務員 1人以上

事務員は、庶務及び会計業務に従事します。

2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他従業者を置きます。

(勤務体制の確保等)

第6条 施設は、入所者に対して適切な処遇を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めます。

2 入所者に対する処遇の提供は、施設の従業者によって行います。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

3 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。その際、施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

4 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

(入所定員)

第7条 施設の入所定員は、30人とします。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

(入所申込者等に対する説明等)

第8条 施設は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結します。

(入所者に提供するサービスの内容)

第9条 施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供します。

2 施設は、二日に一回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めます。

3 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めます。

4 施設は、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション等の行事を実施するよう努めます。

5 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保する

よう努めます。

6 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

7 施設は、要介護認定の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行います。

8 施設は、入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行います。

(健康管理)

第10条 施設は、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供するものとします。

2 施設は、入所者について、健康の保持に努めるものとします。

(利用料等)

第11条 施設は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができるものとします。

(1) サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として施設を所管する埼玉県知事が定める額に限る。)

(2) 生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。ただし、施設を所管する埼玉県知事が定める額を上限額とする)

(3) 居住に要する費用(前号の光熱水費及び次号の費用を除く。)

(4) 居室に係る光熱水費

(5) 入所者又は代理人が選定する特別なサービスの提供に伴い必要となる費用の額

(6) 理美容代

(7) 契約書第27条に定める所定の料金

(8) 前各号に掲げるもののほか、施設において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ることとします。

(入退所)

第12条 施設は、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めます。

2 施設は、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、施設において日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めます。

3 施設は、入所者の退所に際して、退所後に介護保険サービスを利用される場合は、居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者又は介護保険施設等に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(利用に当たっての留意事項)

第13条 入所者は、原則として退去時に居室の原状回復を行うものとします。

2 入所者が次の各号に該当するときは居室を変更することができます。

- (1) 2人部屋の入所者のいずれか一方の死亡等により1人となったとき
- (2) 入所者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき
- (3) 前各号のほか、居室の変更が必要と認められるとき

3 入所者は、居室を転貸、又は譲渡若しくは入所者以外の方を同居させることはできません。

4 共用施設・設備は、相互互譲の精神をもって利用するものとします。

5 入所者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

6 入所者は、外出（短時間のものは除く）又は外泊しようとするときは、その前日までに、その都度、外出・外泊先、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届出るものとします。

7 入所者との面会時間は所定の時間帯とします。

8 入所者は、施設で次の行為をしてはいけません。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 金銭、物品の貸し借りをすること。
- (5) 無断外泊又は、無断外出すること。
- (6) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第14条 施設は、非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、従業者に定期的に周知します。

2 非常災害に備え、定期的（年2回以上）に避難、救出その他必要な訓練を行います。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

(業務継続計画の策定等)

第15条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施します。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(衛生管理等)

第16条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととします。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 施設は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的（年2回以上）に行うこと。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、埼玉県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとします。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとします。

4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(身体的拘束等)

第18条 施設は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下、「身体的拘束等」という。)を行いません。

2 施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。

(虐待の防止)

第19条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 施設において従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。

(4) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと。

(秘密保持等)

第 20 条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を洩らさないことを厳守します。

2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

(苦情対応)

第 21 条 施設は、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じるものとします。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録します。

3 施設は、その提供したサービスに関し、埼玉県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

4 施設は、埼玉県からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を埼玉県に報告します。

5 施設は、運営適正化委員会が行う調査に協力します。

(地域との連携)

第 22 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとします。

2 施設は、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとします。

(協力医療機関等)

第 23 条 施設は、入院及び治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院を定めておきます。

2 施設は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めます。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、都道府県知事に届け出ます。

4 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めます。

5 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行います。

6 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該施設に速やかに入所させることができるように努めます。

7 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めます。

(記録の整備)

第 24 条 施設は、次の各号に掲げる入所者に提供するサービスの状況に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

(1) 入所者に提供するサービスに関する計画

(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 身体的拘束等を行った場合に、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを

得ない理由の記録

(4) 入所者からの苦情の内容等の記録

(5) 入所者の事故及び事故に際して採った処置についての記録

(掲示)

第 25 条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。ただし、重要事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。

2 施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載します。

(損害賠償)

第 26 条 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(その他)

第 27 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、入所者及び代理人の意向を伺いながら、施設長と事業者において定めるものとします。

2 第 1 項の規定に関わらず、運営規程の改廃について理事会の承認が必要な施設は、理事会の決議に基づいて運営規程の改廃を行うものとします。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

ケアハウス光の丘 重要事項説明書

〈2025年4月1日 現在〉

ケアハウスにおけるサービス提供に当たり、施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

ご入所は、原則として60歳以上の方が対象となります。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人光（以下「事業者」という。）が開設するケアハウス光の丘（以下「施設」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の目的及び基本的理念に基づき、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安が認められる者（以下「入所者」という。）を入所させ、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与など、日常生活上必要なサービスを提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目的とします。

運営の理念といたしまして「自分らしさ応援します。」恵まれた自然環境の中で楽しみながら穏やかに暮らしていただくことを目指して、細やかな心遣いによりひとりひとりを大切にしながら新たな知己も得る機会を作り出します。

2 事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人光
所在地	〒350-0415 埼玉県入間郡越生町大字上野3078番地5
代表者	理事長 吉田あつみ
設立年月日	平成6年6月14日
電話番号	049-292-5700

3 施設の概要

（1）施設の概要

施設名	ケアハウス光の丘
所在地	〒350-0415 埼玉県入間郡越生町大字上野3078番地5
施設長	吉田あつみ
開設年月日	平成7年5月17日
電話番号	049-292-5700
FAX番号	049-292-5700
メールアドレス	hikari95@bz01.plala.or.jp

(2) 設備の概要

居室	24室 (1人部屋 18室 2人部屋 6室) 原則個室(定員1名)とします。ただし入所者へのサービス提供上で必要な場合は定員2名とすることがあります。洗面所、便所、収納、簡易調理設備、緊急連絡用ブザー等を備え、地上階に設けます。
談話室、レクリエーションルーム	レクリエーションや日常の歓談に使用いただけます。
食堂	入所者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂等を設け、入所者が使用しやすい適切な備品類を備えます。
浴室	入所者が使用しやすい適切な設備を設けます。
洗面所	入所者が使用しやすい適切な洗面設備を設けます。
便所	入所者が使用しやすい適切な便所を設けます。
面談室	相談などを行えます。
その他	以下の設備を設けています。 <ul style="list-style-type: none"> ・調理室 ・洗濯室又は洗濯場 ・宿直室 ・事務室 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ・施設内に一斉に放送できる設備 ・エレベーター(※居室が二階以上の階にある場合)

(3) 施設の従業者体制

	職務の内容	人数
施設長	業務の一元的な管理	1名
生活相談員	入所者の生活相談、助言、支援等	1名
介護職員	入所者の日常生活の援助	1名
栄養士	栄養指導、献立作成等	1名
事務員	庶務及び会計、その他業務	1名
調理員	入居者の食事の調理	1名

(4) 定員

定員	30名
----	-----

4 施設サービスの概要

(1) 基本サービス

種類	内容
入浴	・二日に一回以上の頻度で入浴の機会を提供し、入所者の清潔の保持に努めます。

食事	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の心身の状況及び嗜好を配慮した食事を適切な時間に提供します。 【食事時間】朝食 7時50分～ 8時50分 昼食 12時10分～13時10分 お茶 15時00分～15時30分 夕食 17時50分～18時30分 ・一時的な疾病等により、食堂において食事をすることが困難な場合は、居室において食事を提供するなど、必要な配慮を行います。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の申請等入所者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行います。 ・常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流の機会を確保するように努めます。 ・入所者の外出の機会を確保するように努めます。
居宅サービス等の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者が要介護又は要支援状態となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等が受けられるよう必要な援助を行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健診を行うなど入所者の健康管理に努めます。

(2) 有料サービス

施設は入所者又は身元保証人との合意に基づき、以下の有料サービスを提供するものとします。

① 特別な食事

外食、注文食、行事食など、入所者又は身元保証人が選定する特別な食事を提供します。

② 理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

③ インフルエンザ等感染症予防対策

入所者及び身元保証人、ご家族の意向を確認し、インフルエンザ等感染症の予防接種を行います。

5 利用料等

(1) サービス提供に要する費用

人件費・施設維持管理費等国の基準で定められた料金です。別表のように、入所者の前年対象収入によって異なります。

(2) 生活費

食材料費及び共用部分に係る光熱水費です。

(3) 居住に要する費用

光熱水費を除きます。

(4) 光熱水費

居室内で使用される電気・水道・ガス等の料金です。

(5) その他の費用

① 入所者の嗜好品の購入費

実費（買物ツアー、移動販売などの支払いは個人負担となります。）

② 理美容代

実費（理美容事業者へ直接お支払いください。）

③ インフルエンザ等感染症予防接種

実費

<別表> ケアハウス光の丘 入所者階層別料金表 (単位：円)

対象収入による階層区分		利 用 料 金			
		サービスの提供に要する費用(月額)	生活費(月額)	管理費(月額)	合計
1	1,500,000円以下	10,000円	46,324円	16,110円	72,434円
2	1,500,001円 ~ 1,600,000円	13,000円	46,324円	16,110円	75,434円
3	1,600,001円 ~ 1,700,000円	16,000円	46,324円	16,110円	78,434円
4	1,700,001円 ~ 1,800,000円	19,000円	46,324円	16,110円	81,434円
5	1,800,001円 ~ 1,900,000円	22,000円	46,324円	16,110円	84,434円
6	1,900,001円 ~ 2,000,000円	25,000円	46,324円	16,110円	87,434円
7	2,000,001円 ~ 2,100,000円	30,000円	46,324円	16,110円	92,434円
8	2,100,001円 ~ 2,200,000円	35,000円	46,324円	16,110円	97,434円
9	2,200,001円 ~ 2,300,000円	40,000円	46,324円	16,110円	102,434円
10	2,300,001円 ~ 2,400,000円	45,000円	46,324円	16,110円	107,434円
11	2,400,001円 ~ 2,500,000円	50,000円	46,324円	16,110円	112,434円
12	2,500,001円 ~ 2,600,000円	57,000円	46,324円	16,110円	119,434円
13	2,600,001円以上	63,800円	46,324円	16,110円	126,234円

①入居一時金として、2,000,000円（20年契約の管理費の一部）を前納していただいた場合の計算例です。（都合により、20年未満で退去される場合は残年月数で計算してお返しします。）

②入居一時金を前納されない場合は、管理費に8,333円が追加となり、月額24,443円となります。

③暖房費月額1,960円（11・12・1・2・3月）は別途ご負担願います。

④一日三食（朝食・昼食・夕食）を欠食された場合は、780円を返金致します。

⑤当該利用料金は、埼玉県ケアハウス設置運営要領改正に伴い変更を致します。

注1 「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2 夫婦で入所する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、前項表の額から30パーセント減額した額とします。この場合100円未満は切り捨てるものとします。

6 利用料金のお支払方法

利用料は、1月ごとに計算し、翌月の10日までにご請求いたしますので、請求された月の末日までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

- ① 入所者又は身元保証人の銀行口座からの自動引き落とし
- ② 指定口座への現金振込み
- ③ 窓口にて現金支払い

7 施設を退所いただく場合等

(1) 入所者の退所

施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。次の事由があった場合に、施設との契約は終了し、入所者に退所していただくことになります。

- ① 事業者が解散、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ② 施設の滅失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ③ 入所者又は身元保証人から退所の申し出があった場合
- ④ 施設から退所の申し出を行った場合

(2) 入所者からの退所の申出（契約解除）

契約の有効期間であっても、入所者から施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の30日前までに退去届出書をご提出ください。

(3) 施設からの申出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、施設から退所いただく場合があります。

- ① 入所者又は身元保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入所者又は身元保証人によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入所者又は身元保証人が、故意又は重大な過失により施設又は従業者若しくは、他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(4) 円滑な退所のための援助

入所者が施設を退所する場合には、入所者の希望により、施設は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入所者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8 身元保証人等について

(1) 施設では、契約締結に当たり、身元保証人の設定をお願いしています。

- ① 身元保証人は、入所者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。
- ② 身元保証人は返還金受取人を兼ねることができます。

(2) 身元保証人の職務は、次の通りとします。

- ① 入所者に代わって又は入所者とともに、解約・解除の意思表示及び手続き、その他入所者を代理して行う意思表示、施設の意思表示や報告・通知の受領、施設との協議等を行うこと。
- ② 入所者を代理して、又は入所者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。
- ③ 入所者と連帯して、本契約から生じる入所者の債務を負担すること。
- ④ 利用契約が終了した後、施設に残された入所者の所持品（残置物）を入所者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。
- ⑤ 身元保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは身元保証人について成年後見が開始された場合は、入所者又は代理人は別の身元保証人を選任するものとします。

9 サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

- ① 入所者又は身元保証人は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ② 入所者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

- ① 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- ② 従業者又は他の入所者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ③ 施設内での金銭及び食物等のやりとり
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤ 従業者及び他の入所者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

(3) その他

- ① 外出（短時間のものは除く）又は外泊しようとするときは、その前日までに、その都度、外出・外泊先、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届出てください。
- ② 夜間の午後8時から翌朝午前6時までは玄関を施錠します。ただし、やむを得ない事由により開錠の申出があったときは臨機に対応します。

10 緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

11 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えると共に、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、身元保証人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に入所者及び身元保証人へ十分な説明をし、同意を得ると共に、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

入所者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、入所者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

入所者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

15 守秘義務に関する対策

施設及び従業員は、業務上知り得た入所者又は代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

16 第三者評価

福祉施設サービスの第三者評価については実施していません。

17 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者 : 齋藤健一 (生活相談員)

濱中枝穂 (介護員)

苦情解決責任者 : 吉田あつみ (施設長)

ご利用時間 : 月～日曜日 9時30分～17時30分

ご連絡先 電話番号 049-292-5700 メール : hikari95@bz01.plala.or.jp

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

越生町役場 健康福祉課 高齢者介護担当

埼玉県入間郡越生町大字越生900番地2

電話番号 : 049-292-3121

埼玉県国民健康保険団体連合 介護保険課

埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704番

電話番号 : 048-824-2568 (苦情相談専用)

※第三者委員 氏名 塩野 裕

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

18 協力医療機関等

施設は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

名称 医療法人心和会 ゆずの木台クリニック
住所 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目5番地5
電話 049-295-5158

名称 社会福祉法人埼玉医療福祉会 丸木記念福祉メディカルセンター
住所 埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38番地
電話 049-276-1439

【協力歯科医療機関】

名称 つむぎ歯科クリニック
住所 埼玉県坂戸市緑町12-16 2F
電話 049-298-3203

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、署名欄にご記入いただいた連絡先に連絡します。

令和 年 月 日

ケアハウスの施設サービスの提供の開始に当たり、入所者及び身元保証人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し交付しました。

所在地 埼玉県入間郡越生町上野3078番地5

施設名 ケアハウス光の丘

施設長 吉田 あつみ 印

説明者 (役職) 生活相談員 (氏名) 齋藤 健一 印

私は、利用契約書及び本書面により、施設から重要事項の説明を受け、内容を理解し、サービスの開始に同意いたしました。

<入所者(契約者)>

住所

氏名 印

<代理人>

住所

氏名 印

電話番号

<身元保証人>

住所

氏名 印

電話番号